

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、A市に所在していたB会社において、長年にわたり炭坑内での掘削作業に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理2」の決定を受け、その後、じん肺合併症「続発性気胸」を併発し、平成〇年〇月〇日を症状確認日として業務上の疾病と認められ、C病院において入院治療を行った。

その後、被災者は、D病院、E診療所に転医し療養を継続していたところ、平成〇年〇月〇日、間質性肺炎の急性増悪によりD病院に入院し、同年〇月〇日、同病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「特発性間質性肺炎」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、被災者の特発性間質性肺炎による死亡は、被災者に発症したじん肺によるものであるから、業務起因性が認められるべきである旨主張しているので、以下検討する。

(2) 被災者が死亡するに至った原因等について、医学的見解をみると、次のとおりである。

ア F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「平成○年○月○日間質性肺炎の急性増悪があり入院。小康状態となる時期があったが、全経過としては徐々に増悪。平成○年○月○日再び急性増悪があり、同年○月○日に死亡した。死に直結する間質性肺炎の増悪があり、他に死因となった症状はないことから、直接の死亡原因を特発性間質性肺炎と診断した。じん肺と続発性気胸は今回の死因には影響はなかったと考える。被災者が死亡に至るまでじん肺については目立った変化は生じていない。」旨述べている。

イ G医師は、平成○年○月○日付け意見聴取書において、「(被災者は)間質性肺炎の併発から1年2か月で死亡しており、当該肺炎の症状が極めて短い期間に進行したと判断される。じん肺に伴った症状の増悪はなく、特発性間質性肺炎が直接死因であり、じん肺が直接死因に影響したのは極めて低いと考える。」旨述べている。

(3) 上記のとおり、両医師共に、特発性間質性肺炎による被災者の死亡とじん肺及び続発性気胸との関連を否定しており、当審査会としても、決定書理由第2

の2の(2)のイに説示する被災者のじん肺及び続発性気胸の程度、症状経過等に鑑みると、両医師の意見は妥当であると思料する。したがって、被災者の特発性間質性肺炎による死亡とじん肺及び続発性気胸との間に医学的因果関係を認めることはできないものと判断する。

(4) この点、請求人らは、H医師の著作及びI医師作成の上記意見書を根拠として、間質性肺炎の発症についてじん肺の影響がある旨主張するが、被災者に発症した間質性肺炎が特発性のものであることは疑義のないところであり、決定書理由第2の(2)のオに説示する医学的知見に鑑みれば、同主張を採用することはできない。

(5) なお、請求人らは、被災者に発症したじん肺に間質性肺炎が合併して急激な悪化をたどった旨も主張するが、当審査会の判断は上記のとおりであり、認めることはできない。

(6) そのほか、請求人らの主張について改めて子細に検討したが、上記結論を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。